

甚目寺交番

甚目寺のまもり



津島警察署
(代)0567-24-0110

警察の相談ダイヤル
#9110



夏の交通安全県民運動

7月11日から7月20日まで

急ぐほど 狭まる視野と 増すリスク
～夏の暑さやレジャーの疲れによる
交通事故をなくそう～



甚目寺管内では、
空き巣
タイヤ盗
自転車盗
の被害が増加中です。



甚目寺幹部交番の小池です。

「センサーライトや防犯カメラを活用する」
「補助錠を取り付ける」
「自転車のツーロックを徹底」
「タイヤは人目につかない場所で保管」
等日頃から**防犯対策**を行いましょう！



交通事故発生件数

令和8年5月末現在	津島警察署	津島市	愛西市	あま市	大治町
死亡事故	1	1	0	0	0
人身事故	260	61	48	111	40

犯罪発生件数

令和8年5月末現在	津島市	愛西市	あま市	大治町	七宝交番
被害総数	182	136	243	147	42
侵入盗	15	21	243	3	5
(住宅対象侵入盗)	(5)	(12)	(9)	(1)	(1)
自動車関連窃盗	11	10	27	12	1
(自動車盗)	(2)	(3)	(4)	(4)	(0)

※ 甚目寺幹部交番の件数はあま市内の犯罪発生件数の内数です。
※ 自動車関連窃盗は「自動車盗」「部品ねらい」「車上ねらい」です。
()内の数字は内数です。

こんな運転していませんか？

1. 黄信号でも加速して交差点に進入

信号無視(道路交通法第7条)になります。

黄色信号は、安全に停止することができない場合を除いて、必ず停止線
で止まらなければいけません。



「黄色ならまだ行ける」といった間違った判断をしてはいけません。

2. ウィンカーを出さずに車線変更

合図不履行(道路交通法第53条第1項)です。

右左折はもちろん、進路変更時にも必ず合図を出してください。

合図は、進路変更等の行為が終わるまで、その合図を出してください。



合図を出して、安全確認をしてから車線を変更しましょう。

3. 右折車線から直進車線への割り込み

指定通行区分違反(道路交通法第35条第1項)です。

車両は、車両通行帯が設けられた道路において、道路標識や道路標示により
交差点で進行する方法に関する通行の区分が指定されているときは、通行区分に
従いその車両通行帯を通行しなければなりません。



車線変更が禁止されている通行帯での急な割り込みは大変危険です。

4. 対向の直進車や左折車より先に右折する

交差点優先妨害(道路交通法第37条)です。

交差点で右折する場合、交差点を直進又は左折をしようとする車両等が
あるときはその車両の進行を妨害してはいけません。



対向車や、その隙にいる二輪車、
曲がった先の横断歩道等と衝突する危険があります。



事件・事故 緊急事案は 110番
警察の相談ダイヤル #9110